

○ 政策目標5－3：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

### 1. 政策目標の内容

経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において我が国の貿易関連手続等の迅速化を図るとされているなど貿易円滑化を推進することが要請されています。

一方、「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）、「地方への好循環拡大に向けた経済対策」（平成26年12月27日閣議決定）や「知的財産推進計画2014」（平成26年7月4日知的財産戦略本部決定）に示されているように、不正薬物、銃器をはじめ、テロ関連物品、知的財産侵害物品（用語集P179参照）等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。

これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。

### 2. 内閣の基本的な方針との関連

- 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）
- 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）
- 「知的財産推進計画2014」（平成26年7月4日知的財産戦略本部決定）
- 「地方への好循環拡大に向けた経済対策」（平成26年12月27日閣議決定）
- 「平成27年度税制改正の大綱」（平成27年1月14日閣議決定）

### 3. 当該政策目標に係る施策

- 政5-3-1 関税等の適正な賦課及び徴収
- 政5-3-2 社会悪物品等の密輸阻止
- 政5-3-3 税関手続における利用者利便の向上
- 政5-3-4 税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上
- 政5-3-5 実効性ある税関行政実現のための情報提供

### 4. 目標達成のための取組

#### (1) 政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収

##### ① 政5-3-1の内容

- A 貨物の品目分類、課税価格及び原産地等にかかる申告の適正性の確保  
関税等の適正な賦課・徴収を確保するために、税関では、27年度も引き続き納税環境の整備を進めるほか、輸入（納税）申告された貨物について、その申告内

容（品目分類、課税価格及び原産地等）の適正性を審査・確認し、必要に応じ、貨物の検査や分析を実施します。また、輸入許可後において事業所などを個別に訪問して関係帳簿書類を調査すること等により、輸入貨物に係る輸入（納税）申告が適正に行われていたかを確認する輸入事後調査（用語集P180参照）に重点的に取り組んでいきます。

関税等の適正な賦課・徴収を確保するためには、輸入（納税）申告時等における価格や数量に誤り等のある不適正な申告を是正する必要があることから、当該施策に対応する測定指標として「審査・検査における非違発見件数」を設定し、27年度の目標値は、過去5年の非違発見件数の平均件数より増加させることとします。

さらに、適正な輸入（納税）申告や輸出申告が行われるためには、通関業者・通関士の適正な業務遂行が必要であることから、通関業者・通関士に対する指導・監督を適切に実施します。

#### B 事前教示の充実

税関においては、輸入を予定している貨物の品目分類、課税価格及び原産地について、事前に照会を受け付け、回答を行う事前教示制度（用語集P178参照）を設けています。本制度の活用によって、税関にとっては、適正な輸入（納税）申告が確保でき、また、輸入者にとっては、事前に関税率等を知ることにより、予見可能性が高まり、円滑な輸入手続きを行うことが出来ます。

このような事前教示制度の利用を促進するため、27年度も関係者向けの説明会や税関の通関窓口等において周知し、そのメリットを丁寧に説明します。また、事前教示制度の運用に当たっては、迅速かつ適正な事務処理に資するよう、分類センター（用語集P180参照）、評価センター（用語集P180参照）及び原産地センター（用語集P177参照）による全国レベルでの事例の分析や進捗管理を実施するとともに、税関における更なるデータベースの充実を図ります。

当該目標に対応する測定指標として、「事前教示制度の運用状況（一定期間以内で回答した割合等）」を設定します。27年度の目標値は、これまでどおり高いレベルでの運用を目指し99.9%とし、また、平均処理日数については、回答の適正性、迅速性のバランス確保を考慮し14.0日とします。

#### C 保税制度の適切な運用

27年度も税関では、保税地域（用語集P180参照）の巡回や保税地域に出し入れされる貨物の取締り及び検査を実施する等、保税地域における外国貨物の適正な管理を行うことにより、貿易秩序を維持するとともに適正な輸入（納税）申告の確保を図ります。

## ② 政5-3-1に係る測定指標

### ○ [主要] ≪定量的≫測定指標政5-3-1-A-1

(審査・検査における非違発見件数) (単位:件)

	平成25年度 (平成21~25年度平均)	26年度 (平成22~26年度平均)	27年度目標値 (平成23~27年度平均)
非違件数	100,560	N. A.	過去5年の平均より増加

(出所) 関税局業務課調

(注1) 当該年を含めた過去5年間の審査・検査を行った結果、申告内容に誤り等を発見した件数。

(注2) 平成22~26年度平均は、26年度の実績が27年6月末までに確定するため、平成26年度実績評価書に掲載予定。

### ○ ≪定量的≫測定指標5-3-1-A-2

(事前教示制度の運用状況 (一定期間以内で回答した割合等))

(単位:%、日)

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度目標値
文書による回答	99.8	99.9	99.9	N. A.	99.9
平均処理日数	13.2	13.2	13.0	N. A.	14.0
口頭による回答	99.6	99.7	99.8	N. A.	99.9

(出所) 関税局業務課調

(注1) 品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要時間が一定期間（文書による回答については30日（回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。）、口頭による回答については即日（回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日に回答できない場合を除く。））以内であったものの割合。

(注2) 平成26年度実績は、27年6月末までに確定するため、平成26年度実績評価書に掲載予定。

## ③ 政5-3-1に係る参考指標

政策目標の達成度の判断材料とはなりませんが、施策の実施状況を適切に把握するため、下記のとおり参考指標を設定しています。

- 参考指標1 「関税等徴収額（国税全体に対する割合を併記）」
- 参考指標2 「関税等の滞納整理中の税額」
- 参考指標3 「輸入事後調査実績」
- 参考指標4 「通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者・通関士の処分件数）」
- 参考指標5 「保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数」

## (2) 政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止

### ① 政5-3-2の内容

#### A 取締体制の整備

税関では、覚醒剤・麻薬・銃砲等の社会悪物品に加え、昨今、社会的問題となっている危険ドラッグ、知的財産侵害物品、テロ関連物品等について、国際貿易

における秩序維持を図るため、関係機関と連携し、水際における取締りを行っています。

社会悪物品等の水際取締りに当たっては、貨物情報や旅客情報をできるだけ早く入手し、取締対象を絞り込んでリスクの高い貨物に対する重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的であることから、27年度も外国貿易船等の入港前に船長等から報告を受けている積荷、旅客及び乗組員に関する事項や混載貨物の詳細情報を活用するほか、平成26年3月から運用を開始した出港前報告制度や平成27年4月から電子的報告を可能とする旅客予約記録（P N R）（用語集P180参照）も活用し、より充実した貨物及び旅客のスクリーニングを行っていきます。同時に、X線検査装置をはじめとする各種取締・検査機器の活用による重点的な水際取締りを行います。

また、知的財産侵害物品の水際取締りについては、「知的財産推進計画」に基づく取組も含めた制度改正や体制強化、国際的な協力等を通じて、より一層強化していく必要があります。

さらに、テロ関連物品等の不正輸出を阻止するため、事業所などを個別に訪問して関係帳簿書類を調査すること等により、輸出手続が適正に行われていたかを確認する輸出事後調査（用語集P180参照）についても積極的に実施し、国際犯罪組織の摘発及びテロの未然防止を図ります。また、マネーロンダリング（資金洗浄）及びテロ資金供与対策の一つとして、キャッシュ・クーリエ（現金等の携帯輸出入）対策に27年度も引き続き取り組みます。

当該目標に対応する測定指標として、「不正薬物の水際押収量の割合」を設定し、平成27年度の目標値は「増加」とします。また、事前選定（用語集P178参照）による検査がどの程度行われているかを測定するため、「事前選定による検査の割合」を設定し、平成27年度の目標値は「増加」とします。さらに、税関においては、取締・検査機器の有効活用のほか、下記Bの通り、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳正な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であること、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、定性的な指標として「密輸入事犯に対する水際取締りの厳正な実施」を新たに設定しました。

(注) 事前選定とは、我が国へ到着する外国貨物等に関する情報を船舶等の到着前に入手し、当該情報等を活用して要注意貨物のスクリーニング（絞込・選定）を行うこと。

## B 関係機関との連携と情報の収集

社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、関係機関のみならず民間からも密輸情報を収集し、それらの情報を有効に活用する必要があります。

このため、27年度も合同取締りや犯則事件の共同調査・捜査を通じて、関係機

関との連携を強化します。また、警察・海上保安庁等の国内関係機関、外国税関やWCO等の国際機関との情報交換を積極的に推進するとともに、諸外国と税関相互支援協定（用語集P179参照）等締結への取組を積極的に進めています。

こうして得られた密輸情報を全国一元的に管理するとともに、分析手法の向上を図り、収集した情報を積極的に活用することにより、密輸の摘発に努めます。

当該目標に対応する測定指標として、税関においては、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用のほか、上記①の通り、取締・検査機器の有効活用等により、厳正な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であること、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、定性的な指標である「密輸入事犯に対する水際取締りの厳正な実施」を新たに設定しました。

## ② 政5-3-2に係る測定指標

### ○《定量的》測定指標政5-3-2-A-1

(不正薬物の水際押収量の割合)

(単位：%)

	平成23年度 (平成19～23年平均)	24年度 (平成20～24年平均)	25年度 (平成21～25年平均)	26年度 (平成22～26年平均)	27年度目標値 (平成23～27年平均)
不正薬物	74.0	62.9	71.3	N. A.	増加
うち覚醒剤	97.7	96.5	97.9	N. A.	増加

(出所) 関税局調査課調

(注1) 当該年を含めた過去5年間における不正薬物（覚醒剤、大麻、麻薬類（ヘロイン、コカイン、あへん））の国内全押収量（厚生労働省統計）中、税関押収量（税関が摘発した事件、または警察等他機関が摘発した事件で税関が関与したものに係る押収量）の占める割合。

(注2) 関係機関による実績等外的要因による変動が大きいため、過去5年間の平均値で把握。

(注3) 平成22～26年の平均実績値は、平成26年における国内全押収量を把握後、平成26年度実績評価書に掲載予定。

### ○《定量的》測定指標政5-3-2-A-2

(事前選定による検査の割合)

(単位：%)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度目標値
事前選定の割合	19.4	22.1	N. A.	増加

(出所) 関税局監視課調

(注1) 海上輸入貨物に対する検査のうち、事前選定により検査を実施した割合

(注2) 平成26年度実績値は、27年6月末までに確定するため、平成26年度実績評価書に掲載予定。

### ○ [主要] 測定指標政5-3-2-B-1

#### (密輸入事犯に対する水際取締りの厳正な実施) [新]

税関においては、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳正な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であること、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、これら密輸入事犯に対する水際取締りの厳

正な実施を行うことを指標とします。

### ③ 政5-3-2に係る参考指標

政策目標の達成度の判断材料とはなりませんが、施策の実施状況を適切に把握するため、下記のとおり参考指標を設定しています。

- 参考指標1 「社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績」
- 参考指標2 「検査における社会悪物品等の摘発実績」
- 参考指標3 「知的財産侵害物品に係る差止申立等件数」
- 参考指標4 「輸出事後調査実績（実施件数）」
- 参考指標5 「関係機関との連携・情報収集の実績」
- 参考指標6 「大型X線検査装置による検査指數」

### (3) 政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上

#### ① 政5-3-3の内容

近年、税関における水際取締りの強化について社会の要請が強まる中、年々増加する輸出入申告を迅速・円滑に処理することも同時に求められており、適正な通関を確保しつつ、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上に貢献することは、税関に課せられた重要な使命となっています。

具体的には、27年度もリスクの高い貨物に対する重点的な審査・検査や、X線検査装置等の取締機器の有効活用に努めるとともに、AEO制度（用語集P180参照）の更なる普及、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進、輸出入申告官署の自由化に向けた検討など、輸出入通關・保税その他の税関手続に係る様々な制度の利用促進・改善を進めています。

また、関係民間事業者や学識経験者の方々から税関手続における利用者利便について、ご意見を伺い、制度の改善による利用者の一層の利便性向上を図るとともに、適正な運用に努めます。

さらに、入国旅客の携帯品に係る通關（旅具通關）（用語集P180参照）についても、これまでのアンケート調査の結果を踏まえ、更なる税関職員の接遇の向上等に努めます。

当該目標に対応する測定指標として、「輸入通關における平均所要時間」を設定し、税関手続の改善等の取組によって国際物流の迅速化・円滑化がどれだけ実現されているかを数年おきに測定します。これまでの輸入通關手続の簡素化・迅速化のための施策を通じて、平均所要時間は短縮していますが、近年の調査結果からすれば、これ以上の大幅な短縮を期待することは現実的でないと思料されることから、次回（29年度予定）の目標値は、海上2.5時間、航空0.3時間とします。

また、AEO制度について、引き続き制度の信頼性維持・向上に努めつつ、更なる普及を図ることによって、国際物流全体のセキュリティの向上と円滑化を両立させるため、測定指標として「事業者のAEO制度利用状況（AEO事業者新規承認数）」

を設定し、平成27年度の目標値は30者とします。

さらに、測定指標として「輸出入通関における利用者満足度」を設定し、これらの取組に対する総合的な利用者の満足度を測定します。平成27年度の目標値は、平成25年度までの実績値を引き続き、維持することとします。

## ② 政5-3-3の測定指標

### ○《定量的》測定指標政5-3-3-A-1

(輸入通関における平均所要時間)

(単位：時間)

		平成17年度 (H18. 3実施)	20年度 (H21. 3実施)	23年度 (H24. 3実施)	26年度 (H27. 3実施 予定)	29年度 目標値
平均所 要時間	海上	3.3(63.8)	3.1(62.4)	2.6(60.7)	N.A.	2.5
	航空	0.4(14.4)	0.4(16.0)	0.3(13.4)	N.A.	0.3

(出所) 関税局業務課調

(注1) 輸入申告から輸入許可までの時間。船舶等の入港から輸入許可までの時間を括弧書きで参考表示した。

(注2) 調査を実施した年度のみ計上しているものであり、調査実施予定のない平成27年度については、本指標は測定指標とは扱わない。ただし、平成27年度に調査を実施した場合には、この限りでない。

(注3) 目標値を設定している、調査実施予定年度は、今後の状況により変更する場合がある。

(注4) 平成26年度実績値は、27年6月以降に確定するため、平成26年度実績評価書に掲載予定。

### ○《定量的》測定指標政5-3-3-A-2

(事業者のAEO制度利用状況 (AEO事業者新規承認数))

(単位：者)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度目標値
AEO事業者新規	47	32	N.A.	30

(出所) 関税局監視課及び業務課調

(注1) AEO事業者新規承認数は、各年度におけるAEO事業者新規承認数。

(注2) 平成25年度実績値は、27年6月末までに確定するため、平成26年度実績評価書に掲載予定。

(参考) 平成25年度末現在のAEO事業者数は、525者（うち輸出者237者（貿易額シェアは57.8%）、輸入者88者、倉庫業者114者、通関業者79者、運送者7者）。

### ○[主要]測定指標政5-3-3-A-3

(輸出入通関における利用者満足度)

(単位：%)

		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度目標値
満足度	輸出入者 (上位4段階)	95.2	96.1	96.2	N.A.	維持
	通関業者 (上位4段階)	90.7	93.1	97.4	N.A.	維持

(出所) 関税局業務課調（アンケート調査による）

(注1) アンケート調査の概要についてはP175参照。なお、平成26年度より満足度を7段階中上位4段階で測定する

(注2) 平成26年度実績値は、27年6月末までに確定するため、平成26年度実績評価書に掲載予定。

### ③ 政5-3-3に係る参考指標

政策目標の達成度の判断材料とはなりませんが、施策の実施状況を適切に把握するため、下記のとおり参考指標を設定しています。

#### ○参考指標1 「旅具通関に対する利用者の評価」

### (4) 政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上

#### ① 政5-3-4の内容

輸出入及び港湾・空港の税関手続のシステム化については、昭和53年に航空貨物通関情報処理システム（A i r – N A C C S）を、平成3年に海上貨物通関情報処理システム（S ea – N A C C S）を導入して以降、累次のシステム更改を行い、平成22年2月には、A i r – N A C C SとS ea – N A C C Sを統合した輸出入・港湾関連情報処理システム（N A C C S）を稼働させています。

関係省庁システムとのシングルウインドウ（用語集P179参照）化については、平成15年に輸出入・港湾関連手続を導入して以降、対象となる関連省庁システムとの接続を推進し、平成22年2月には空港の出入港手続についてもシングルウインドウに追加しました。また、シングルウインドウを更に発展させ、より利便性の高いシステムとするため、関係省庁の輸出入や港湾関連手続のシステムについて、順次N A C C S（用語集P181参照）に統合することとしており、平成20年10月に国土交通省の港湾E D I、平成22年2月には経済産業省の貿易管理オープンネットワークシステム（J E T R A S）、平成25年10月には動物検疫手続（A N I P A S）、植物防疫手続（P Q – N E T W O R K）及び食品衛生手続（F A I N S）のシステムをそれぞれN A C C Sに統合しています。また、関係行政機関に対する手続のシステム化については、医薬品等輸出手続をN A C C Sにより行えるようシステム開発を行い、平成26年11月に稼働させています。

財務省は継続的なシステムの見直し、機能向上を実施することにより、システムの安定稼働を通じて、通関の迅速化や利用者利便の向上を図ってきたところであり、このような利便性の高いシステムの安定稼働が国際物流の円滑化にとって重要なことから、27年度も引き続き、N A C C Sを管理・運営する輸出入・港湾関連情報処理センター(株)(N A C C Sセンター)を適切に監督していきます。

当該施策に対応する測定指標として、「N A C C Sの運用状況（システム稼働率）」を設定して、システムの安定稼動状況を測定します。「N A C C Sの運用状況（システム稼働率）」の平成27年度の目標値は、システム障害が、実質的に円滑な国際物流を阻害しない範囲は1時間程度と考えられることから、年間のシステム稼働率99.99%とします。

## ② 政5-3-4に係る測定指標

### ○ [主要] 測定指標政5-3-4-A-1

(N A C C Sの運用状況 (システム稼働率) ) (単位 : %)

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度目標値
システム稼働率	100%	99.99%	99.99%	N. A.	99.99%

(出所) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社調

(注1) システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間。

(注2) 平成26年度実績は、27年6月末までに確定するため、平成26年度実績評価書に掲載予定。

(注3) 年間稼働時間の0.01%のシステム障害が発生するとシステム停止時間は1時間弱(24時間(分換算)×365日×0.01%＝52.56分)となる。

## ③ 政5-3-4に係る参考指標

政策目標の達成度の判断材料とはなりませんが、施策の実施状況を適切に把握するため、下記のとおり参考指標を設定しています。

### ○参考指標 1 「N A C C Sの利用状況 (システム処理率) 」

## (5) 政5-3-5 : 実効性ある税関行政実現のための情報提供

### ① 政5-3-5の内容

関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、輸入者に対して、関税制度や輸入貨物の関税等に関する情報を提供することが必要です。また、国民生活の安全・安心の確保のためには、税関における不正薬物・銃砲等の社会悪物品や大量破壊兵器等のテロ関連物品等の水際取締りの取組やその重要性を国民の皆様に知っていただくことが必要です。さらに、国際貿易の安全確保と円滑化の両立を進めるため、A E O制度等の輸出入通関制度の情報を利用者が必要とする時に、分かり易い形で得られるようにすることが重要です。

このため、27年度も税関ホームページにおいて、A E O制度、品目分類、課税価格の計算方法等に関する情報の充実を図るとともに、海外旅行の手続や貿易統計等のページ構成について随時見直しを行い、また、各コンテンツから関連情報へのリンクの追加や、各税関ホームページへのアクセスを簡素化するなどして利用者の利便性を向上させます。更に平成23年度に開設した「税関ツイッター」、動画共有サイト「税関チャンネル」及び「税関公式フェイスブックページ」を引き続き活用し、これまで税関に接する機会の少なかった方に対しても、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信していきます。

また、これらの情報については、講演会や税関見学においても、引き続き発信していきます。当該施策に対応する測定指標として、「税関ホームページへのアクセス状況」、「講演会及び税関見学における満足度」、「輸出入通関制度の認知度」及び「密輸取締り活動に関する認知度」を設定します。

「税関ホームページへのアクセス状況」の平成27年度の目標値は、近年の実績値を上回ることを目標として、訪問者数2,700,000人とします。また、「講演会及び税関見学における満足度」の目標値は、平成26年度の実績値を引き続き維持することとし

ます。「輸出入通関制度の認知度」及び「密輸取締り活動に関する認知度」の平成27年度の目標値は、過去の実績値が7～8割程度であることを踏まえ、26年度の目標値を引き続き利用します。

また、税関相談官制度を構成する個別の事務の内容について、アンケート調査により利用者の印象、意見等を聴取し、その結果を分析することにより、業務の改善を図ります。

さらに、税関ホームページに掲載している「カスタムスアンサー」について、制度改正等を踏まえた質問・回答内容の見直しを適時に実施する等、利用者にとってより使い易いものにしていきます。

当該施策に対応する測定指標として、「税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）」、「カスタムスアンサー利用件数」を設定し、平成27年度目標値は、「税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）」については平成25年度までの実績値を引き続き、維持することとし、「カスタムスアンサー利用件数」については、近年の実績値を上回ることを目標として、150,000件とします。

### ③ 政5-3-5に係る測定指標

#### ○《定量的》測定指標政5-3-5-A-1

(税関ホームページへのアクセス状況)

(単位：者)

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度目標値
訪問者数	1,897,013	2,480,750	2,697,892	N. A.	2,700,000

(出所) 関税局総務課調

(注1) 訪問者数は、税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) にアクセスした者の数を月単位で計測した

ものであり、同じ利用者（IPアドレス）については月内の税関ホームページアクセス回数に関わらず1件として計上する。

(注2) 平成23年3月に行った機器更改に伴い、アクセス数の集計方法に変更が生じている。

(注3) 平成26年度実績値は、27年6月末までに確定するため、平成26年度実績評価書に掲載予定。

#### ○《定量的》測定指標政5-3-5-A-2

(講演会及び税関見学における満足度)

(単位：%)

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度目標
満足度（上位3段階）	98.3	97.3	93.3	N. A.	維持

(出所) 関税局総務課調

(注1) アンケート調査により計測。概要についてはP175参照。

(注2) 平成26年度実績値は、27年6月末までに確定するため、平成26年度実績評価書に掲載予定。

#### ○《定量的》測定指標政5-3-5-A-3

(輸出入通関制度の認知度)

(単位：%)

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度目標値
事前教示制度	68.5	69.4	74.2	N. A.	75.0

納期限延長制度	71.3	68.7	74.7	N. A.	80.0
AEO制度	80.0	81.3	79.6	N. A.	90.0
開庁時間外における通関	80.0	79.3	82.9	N. A.	90.0

(出所) 関税局業務課調

(注1) アンケート調査により計測。概要についてはP175参照。

(注2) 平成26年度実績値は、27年6月末までに確定するため、平成26年度実績評価書に掲載予定。

#### ○[主要] <定量的>測定指標政5-3-5-A-4

(密輸取締り活動に関する認知度) (単位: %)

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度目標値
認知度	75.4	77.8	80.2	N. A.	80.0

(出所) 関税局総務課調

(注1) アンケート調査により計測。概要についてはP175参照。

(注2) 平成26年度実績値は、27年6月末までに確定するため、平成26年度実績評価書に掲載予定。

#### ○<定量的>測定指標政5-3-5-A-5

(税関相談官制度の運用状況(税関相談についての利用者満足度)) (単位: %)

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度目標値
満足度(上位4段階)	96.3	96.6	96.6	N. A.	維持

(出所) 関税局業務課調

(注1) アンケート調査により計測。概要についてはP175参照。なお、平成26年度より満足度を7段階中上位4段階で測定する。

(注2) 平成26年度実績値は、27年6月末までに確定するため、平成26年度実績評価書に掲載予定。

#### ○<定量的>測定指標政5-3-5-A-6

(カスタムスアンサー利用件数) (単位: 件)

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度目標値
利用件数	138,123	147,423	129,275	N. A.	150,000

(出所) 関税局業務課調

(注1) カスタムスアンサー(インターネット版)のトップページへのアクセス件数。

(注2) 平成23年3月に行った機器更改に伴い、アクセス数の集計方法に変更が生じている。

(注3) 平成26年度実績値は、27年6月末までに確定するため、平成26年度実績評価書に掲載予定。

#### ③ 政5-3-5に係る参考指標

政策目標の達成度の判断材料とはなりませんが、施策の実施状況を適切に把握するため、下記のとおり参考指標を設定しています。

○参考指標1 「税関相談制度の運用状況(相談処理件数)」

○参考指標2 「税関ツイッター、税関チャンネル及び税関公式フェイスブックページの利用状況」